

館教ス第19号  
平成27年7月7日

館山市スポーツ審議会 様

館山市教育委員会 教育長 出山 裕



スポーツ観光に対する市長部局との共創について（諮問1）

#### 諮問事項

標記の件について、館山市教育委員会が考える方向性は下記のとおりです。  
つきましては、本件に関し、貴審議会の意見を求めます。

#### 記

国の「スポーツツーリズム推進基本方針（国土交通省観光庁）」では、「より豊かなニッポン観光の創造」としてスポーツを通じて新しい旅行の魅力を創り出し、我が国の多種多様な地域観光資源を顕在化させ、訪日旅行・国内観光を活性化させることを示しており、まさに「スポーツを活用した観光まちづくり」、「スポーツとツーリズムとの融合」が求められている。

館山市教育委員会では、各種スポーツ関係団体の育成、各種スポーツ教室又はスポーツイベントの開催、学校施設開放や社会体育施設の運営等を行うことで市民の健康増進、体力向上に向けた「スポーツ振興施策」に取り組んでいる。

また、本市は観光立市を掲げ、観光振興による消費と雇用の拡大や、地域経済の活性化を図るため、観光事業者・商業者・NPO等と連携し、交流人口の増加や滞在時間の長時間化にかかる様々な「観光振興施策」に取り組んでいる。

「スポーツ振興施策」と「観光振興施策」が両輪となった「スポーツ観光」を推進することは、スポーツツーリズムで訪れた方々との交流を通じて、市民のスポーツ振興にも期待できる他、スポーツツーリズムの来訪者を増やすことで、地域経済の活性化にもつながり、両面から館山市の将来に向けた発展に大きな可能性がある。

このため、「スポーツ観光」を市長部局と横断的に共創し、推進していきたい。

館教ス第20号  
平成27年7月7日

館山市スポーツ審議会 様

館山市教育委員会 教育長 出山 裕之



2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた  
館山市の取組みについて（諮問2）

#### 諮問事項

標記の件について、館山市教育委員会が考える方向性は下記のとおりです。  
つきましては、本件に関し、貴審議会の意見を求めます。

#### 記

「スポーツ観光」を中長期的なビジョンとして見据え、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を支援するとともに、一過性のスポーツイベント大会として終わらせるのではなく、大会後も定着・継続的な取組みを進め、市民が誇れるレガシー（遺産）を築き、残すことを目指す。

- (1) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた館山市の取組基本方針（別紙1のとおり）
- (2) 2020年東京オリンピック・パラリンピック館山市推進本部設置要綱（別紙2のとおり）

平成27年7月8日

館山市教育長 出山裕之様

館山市スポーツ審議会  
会長 忍足伸一



答 申 書

平成27年7月7日付け館教ス第19号及び館教ス第20号で諮問のあった各事項について、慎重審議の結果、下記のとおり答申します。

記

(1) スポーツ観光に対する市長部局との共創について

スポーツを目的（する、見る、支える）に訪れた方々に館山市の魅力も楽しんでいただくことは、観光消費・経済活性化・リピーターの増加・定住促進等、様々な可能性があり、観光立市として大きな魅力になるものと考えます。

現在、各種スポーツ団体との関係やスポーツイベントの開催・運営は教育委員会、観光部局は市長部局が取り組んでいるが、「スポーツ観光」を推進するうえでは、スポーツ施策と観光施策との融合が求められる。

「スポーツ観光」の推進は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会後も館山市の発展に大きな可能性が期待できることから2020年を当面の目標とし、これからの5年間に着実に根付かせることを願う。

取組みにあたっては、行政機関内の横断的な共創にとどまらず、市民をはじめ、観光、商工、医療等様々な分野を含めた「オールたてやま」で取り組み、スポーツによるまちづくりを進められたい。

(2) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた館山市の取組みについて

東京大会に向けた館山市の取組基本方針及び2020年東京オリンピック・パラリンピック館山市推進本部設置要綱について賛同する。

東京大会が成功するよう市民を挙げて、ともに盛り上げ支援することに賛同する。

さらに2020年以降も市民が誇れるレガシー（遺産）を創造されたい。そのためにも今から各分野で施策を検討し、取り組むよう求める。

なお、本審議会としてはさらに下記について要望する。

- ① 計画的かつ横断的に取り組みだけでなく、関係団体や市民を含めた「オールたてやま」で臨み、館山市総合計画との整合性を図ること。
- ② 館山市のスポーツ観光の視点から2020年さらにはその後を見据えても有効である場合には、財政状況を鑑みながら、既存の施設の改修又は拡張、インフラ整備等受入環境の整備に努めること。